

「がん対策推進基本計画」の目標達成へ向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
<p>(1) がん医療</p> <p>① 放射線療法、化学療法の推進及び医療従事者の育成</p> <p>がん診療を行っている医療機関が放射線療法及び化学療法を実施できるようにするため、まずはその先導役として、すべての拠点病院において、5年以内に、放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制を整備するとともに、拠点病院のうち、少なくとも都道府県がん診療連携拠点病院及び特定機能病院において、5年以内に、放射線療法部門及び化学療法部門を設置することを目標とする。</p> <p>抗がん剤等の医薬品については、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」に基づき、5年以内に新薬の上市までの期間を2.5年短縮することを目標とする。</p> <p>なお、放射線療法及び外来化学療法の実施件数を集学的治療の実施状況を評価するための参考指標として用いることとする。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>(がん診療連携拠点病院制度) 放射線療法及び化学療法の実施体制の更なる強化等を図るため指定要件を見直し</p> <p>(設備整備等) ①放射線治療機器(リニアック)緊急整備 34施設に整備 ②がん診療連携拠点病院の機能強化のための補助</p> <p>(研修等) ①放射線治療計画に関する研修の実施 21名(診療放射線技師等) ②がん化学療法医療チーム養成研修の実施 112名 ③短期がん専門研修の実施 6名(医師) ④がん看護研修企画・指導者研修の実施 140名(看護師) ⑤がん患者に対する看護ケアの充実のため都道府県が行う質の高い看護師育成事業の企画・立案及び評価を行うための検討会の開催に必要な経費の補助 ⑥がん診療に従事する医師等の研修 医師 11名、がん登録実務者 137名、臨床検査技師 4名 看護師講義研修 43名、実地研修 15名</p> <p>(医薬品) ①「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」報告書とりまとめ ②(独)医薬品医療機器総合機構における審査人員の増員等</p> <p>文部科学省</p> <p>がんプロフェッショナル養成プランにおいて、専門医師等の養成のための18事業87大学への支援</p>	<p>厚生労働省</p> <p>(設備整備等) ①放射線治療機器(リニアック)緊急整備 ②がん診療連携拠点病院の機能強化のための補助</p> <p>(研修等) ①国立がんセンターにおけるがん診療に専門的に携わる医療従事者に対する研修の実施 ②がん診療連携拠点病院における地域のがん診療に携わる医療従事者に対する研修の実施 ③がん診療に専門的に携わる医師がインターネットを利用した学習を可能にする環境の構築 等</p> <p>(医薬品) 引き続き、(独)医薬品医療機器総合機構において審査人員の増員など、審査の迅速化、質の向上に関する各種施策を実施</p> <p>(診療報酬改定) 放射線治療の質及び化学療法の質等の充実に係る評価</p> <p>文部科学省</p> <p>がん医療の担い手となるがん専門医師及びがんに特化した医療人の養成を行うための大学の取組みを支援</p>

「がん対策推進基本計画」の目標に向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
<p>(1) がん医療</p> <p>② 緩和ケア</p> <p>・ 10年以内に、すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得することとする。</p> <p>原則として全国すべての2次医療圏において、5年以内に、緩和ケアの知識及び技能を習得しているがん診療に携わる医師数を増加させるとともに、緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する緩和ケアチームを設置している拠点病院等がん診療を行っている医療機関を複数箇所整備することを目指す。</p> <p>なお、医療用麻薬の消費量については、緩和ケアの推進に伴って増加するものと推測されるが、それ自体の増加を目標とすることは適当ではないことから、緩和ケアの提供体制の整備状況を計るための参考指標として用いることとする。</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省</p> <p>(がん診療連携拠点病院制度) 緩和ケアの実施体制の更なる強化や地域の緩和ケアの医療水準の向上等を図るため指定要件を見直し</p> <p>(研修等)</p> <p>①緩和ケアに関する指導者研修の実施 78名 ②精神腫瘍学に関する指導者研修の実施 57名 ③がん診療連携拠点病院緩和ケアチーム研修の実施 200名 ④がん診療連携拠点病院緩和ケアチームワークショップの実施 172名 ⑤在宅ホスピスケア研修等経費 都道府県が実施する ア. 在宅ホスピスケア研修 イ. 在宅ホスピスアドバイザー派遣 ウ. 在宅ホスピスケア普及事業 エ. 在宅ホスピスケア地域連携会議 に必要な経費に対する補助 ⑥都道府県における在宅緩和ケア支援センターの設置や在宅緩和ケア推進連絡協議会の設置、在宅緩和ケアに従事する医師等の研修の実施に必要な経費の補助 ⑦医療従事者に対してリハビリテーション技術を習得するための研修を実施 159名(研修)、396名(セミナー) ⑧医師に対して、患者へのコミュニケーション技術を習得するための研修を実施 72名(研修)、214名(セミナー)</p> <p>(普及啓発等)</p> <p>①一般国民を対象とした緩和ケアの普及啓発を実施 ②全国の一般医師への緩和ケアに対する意識調査を実施するとともに、緩和ケアのマニュアルを作成 ③がん診療連携拠点病院で実施されている緩和ケア及び相談支援センターにおける水準調査を実施</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省</p> <p>(研修等)</p> <p>①都道府県やがん診療連携拠点病院等において開催される緩和ケア研修会の質を確保し、医師への基本的な知識の習得を行い、治療の初期段階から緩和ケアが提供されることを目的とし、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」を定める ②都道府県やがん診療連携拠点病院等において、がん診療に携わる医師を対象とし、緩和ケアの基本的な知識の習得を目的とした緩和ケア研修会を開催 ③緩和ケア研修会における指導者の育成を目的とした研修会を開催 ④緩和ケアチームに対する研修を実施 ⑤がん診療に専門的に携わる医師がインターネットを利用した学習を可能にする環境の構築 ⑥がん患者に対するリハビリテーションに関する研修を実施 ⑦がん医療に携わる医師に対するコミュニケーション技術に関する研修を実施 等</p> <p>(普及啓発等)</p> <p>①緩和ケアに関する一般国民への普及啓発の実施 ②医療関係者向けに、医療用麻薬の適正な使用推進のための講習会を開催するとともに、諸外国調査及びアンケート調査結果等をもとに、医療用麻薬適正使用マニュアルを作成し、配布する。</p>

「がん対策推進基本計画」の目標に向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
	<p>(研究) 第3次対がん総合戦略研究事業 がん対策のための戦略研究「緩和ケアプログラムによる地域介入研究」班による地域の緩和ケアの普及方法について検討</p> <p style="text-align: center;">文部科学省</p> <p>がんプロフェッショナル養成プランにおいて、専門医師等の養成のための18事業87大学への支援</p>	<p>(研究) 第3次対がん総合戦略研究事業 がん対策のための戦略研究「緩和ケアプログラムによる地域介入研究」班による地域の緩和ケアの普及方法について検討</p> <p>(診療報酬改定) 緩和ケアの普及と充実に係る評価</p> <p style="text-align: center;">文部科学省</p> <p>がん医療の担い手となるがん専門医師及びがんの特化した医療人の養成を行うための大学の取組みを支援</p>

「がん対策推進基本計画」の目標達成に向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
<p>(1) がん医療</p> <p>③ 在宅医療</p> <p>がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数の増加を目標とする。なお、目標については、がん患者の在宅での死亡割合を参考指標として用いることとする。</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省</p> <p>(がん診療連携拠点病院制度) 拠点病院を中心とした地域の医療機関の医療従事者が参加する合同カンファレンスの開催や地域連携クリティカルパスの整備等により地域連携を図るため指定要件を見直し</p> <p>(研修等) ①在宅ホスピスケア研修等経費 都道府県が実施する ア. 在宅ホスピスケア研修 イ. 在宅ホスピスアドバイザー派遣 ウ. 在宅ホスピスケア普及事業 エ. 在宅ホスピスケア地域連携会議 に必要な経費に対する補助</p> <p>②都道府県における在宅緩和ケア支援センターの設置や在宅緩和ケア推進連絡協議会の設置、在宅緩和ケアに従事する医師等の研修の実施に必要な経費の補助</p> <p>(研究) 第3次対がん総合戦略研究事業 がん対策のための戦略研究「緩和ケアプログラムによる地域介入研究」班による地域の緩和ケアの普及方法について検討</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省</p> <p>(研修等) ①在宅ホスピスケアの専門的な技術を有する専門看護師・認定看護師等により、訪問看護ステーション看護師に対して在宅ホスピスケアについての研修を実施 ②在宅において緩和ケアの提供、看取りの実施等のサービスを希望する患者等に対し、総合的な相談・支援や地域における医療関連施設等と人材の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を実施 ③都道府県やがん診療連携拠点病院等において、がん診療に携わる医師を対象とし、緩和ケアの基本的な知識の習得を目的とした緩和ケア研修会を開催</p> <p>(研究) 第3次対がん総合戦略研究事業 がん対策のための戦略研究「緩和ケアプログラムによる地域介入研究」班による地域の緩和ケアの普及方法について検討</p> <p>(診療報酬改定) 在宅医療の推進及び訪問看護の充実等に係る評価</p>

「がん対策推進基本計画」の目標達成に向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
<p>(1) がん医療</p> <p>④ 診療ガイドラインの作成</p> <p>・ 科学的根拠に基づいて作成可能なすべてのがんの種類についての診療ガイドラインを作成するとともに、必要に応じて更新していくことを目標とする。</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black;">厚生労働省</p> <p>(研究) 厚生労働科学研究費補助金により公募</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black;">厚生労働省</p> <p>(研究) 第3次対がん総合戦略研究事業「患者・家族・国民に役立つ情報提供のためのがん情報データベースや医療機関データベースの構築に関する研究」班により診療ガイドラインの作成又は更新すべきがん種についてのリストアップを実施</p>

「がん対策推進基本計画」の目標に向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
<p>(2) 医療機関の整備等</p> <p>・原則として全国すべての2次医療圏において、3年以内に、概ね1箇所程度拠点病院を整備するとともに、すべての拠点病院において、5年以内に、5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）に関する地域連携クリティカルパスを整備することを目標とする。</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省</p> <p>(がん診療連携拠点病院制度) がん医療の均てん化を目指し、がん診療連携拠点病院の更なる機能強化を図るため指定要件を見直し</p> <p>(設備整備等) ①がん診療連携拠点病院に対し、機能強化を図るため補助 ②がん診療連携拠点病院の全国連絡協議会を実施するなどによる医療連携体制強化 ③国立がんセンター東病院において、患者の身体的・経済的負担を軽減し、QOLを高めることができるよう、外来に設置した通院治療部において抗がん剤治療を実施 ④がん対策情報センターによる診療支援の実施 ・病理診断コンサルテーションの実施 90件 ・画像診断コンサルテーションの実施 36件 ・放射線治療品質管理の支援 352件</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省</p> <p>(設備整備等) ①がん診療連携拠点病院に対する医療従事者の研修等、病院の機能強化のために必要な経費に関する補助 ②医療連携体制強化を図るため、がん診療連携拠点病院の全国連絡協議会を実施 ③がん対策情報センターにより、がん診療連携拠点病院に対する診療支援や情報発信、医療従事者への研修等を実施 ④国立がんセンター東病院において、患者の身体的・経済的負担を軽減し、QOLを高めることができるよう、外来に設置した通院治療部において抗がん剤治療を実施 ⑤医療機関の連携の下、適切な診断が行われるようにするために、遠隔病理診断支援等を可能とする体制を整備</p> <p>(研究) がん臨床研究事業「全国のがん診療連携拠点病院において活用が可能な地域連携クリティカルパスの開発」班により、各地域で活用可能な地域連携クリティカルパスモデルの作成</p> <p>(診療報酬改定) がん診療連携拠点病院が果たしている役割や、今後の機能強化を鑑みた評価</p>

「がん対策推進基本計画」の目標達成へ向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
<p>(3) がん医療に関する相談支援及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として全国すべての2次医療圏において、3年以内に、相談支援センターを概ね1箇所程度整備するとともに、すべての相談支援センターにおいて、5年以内にがん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置することを目標とする。 また、がんに関する情報を掲載したパンフレットの種類を増加させるとともに、当該パンフレットを配布する医療機関等の数を増加させることを目標とする。加えて、当該パンフレットや、がんの種類による特性等も踏まえた患者必携等に含まれる情報をすべてのがん患者及びその家族が入手できるようにすることを目標とする。 さらに、拠点病院における診療実績、専門的ながん診療を行う医師及び臨床試験の実施状況に関する情報等を更に充実させることを目標とする。 	<p style="text-align: center;">厚生労働省</p> <p>(がん診療連携拠点病院制度) 相談支援センターの体制の更なる強化等を図るため指定要件を見直し</p> <p>(設備整備等) ①がん対策情報センターによる情報提供体制の整備等 aホームページからの情報提供 ・がん情報サービス 170万PV/月 ・新規拠点病院情報の追加更新 ・拠点病院主催イベント情報の掲載 一般向け65件、医療者向け87件 b各種イベントの実施 ・地域懇話会の開催 (6府県開催) ・一般向けがん情報講演会の開催 (3回開催) ・マスコミ関係者向けメディアセミナーの開催 c小冊子の発行 15種類 230万冊作成 拠点病院、都道府県等に配布 成人のがん24種類 コンテンツ作成 ②相談支援センターコミュニケーションシステムの構築 ③不安の解消及び知識普及等を目的として、一般住民を対象としたがんに対する相談事業を実施</p> <p>(研修等) ①相談支援センター相談員講習会の実施 133名 ②相談支援センター相談員基礎研修会の実施 608名</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省</p> <p>(設備整備等) ①がん診療連携拠点病院に対する相談支援センターの機能強化のために必要な経費に関する補助 ②がん対策情報センターによる情報発信等を実施 ③一般住民を対象としたがんに対する相談事業を実施</p> <p>(研修等) がん対策情報センターにおいて、がん相談員研修の実施及び相談支援マニュアルの作成等を実施</p>

「がん対策推進基本計画」の目標達成へ向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
<p>(4) がん登録</p> <p>・ 院内がん登録を実施している医療機関数を増加させるとともに、すべての拠点病院における院内がん登録の実施状況（診断から5年以内の登録症例の予後の判明状況など）を把握し、その状況を改善することを目標とする。</p> <p>また、すべての拠点病院において5年以内に、がん登録の実務を担う者が必要な研修を受講することを目標とする。</p> <p>さらに、がん登録に対する国民の認知度調査を行うとともに、がん登録の在り方について更なる検討を行い、その課題及び対応策を取りまとめることを目標とする。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>(がん診療連携拠点病院制度) がん登録の実施体制の更なる強化等を図るため指定要件を見直し</p> <p>(研修等) ①がん対策情報センターにおいてがん登録に係る研修を実施 ・ 院内がん登録の見学研修 129名 ・ 地域がん登録行政担当者・実務者講習会の実施 143名 ・ 院内がん登録実務者研修会の実施 1,527名</p> <p>(普及啓発等) ①がん対策に関する世論調査においてがん登録の認知度について調査 ②院内がん登録実施状況調査の実施</p> <p>(研究) 厚生労働科学研究班により、がん登録の在り方について検討</p> <p>※地方交付税措置</p>	<p>厚生労働省</p> <p>(体制整備等) ①がん診療連携拠点病院に対する院内がん登録の機能強化のために必要な経費に関する補助 ②地域や全国レベルで正確ながんの罹患率を把握するための整備や、がん診療連携拠点病院等へ情報提供を実施</p> <p>(研修等) 精度の高いがん登録を実施するため、がん診療連携拠点病院等におけるがん登録関連業務の調査・実地指導を実施</p> <p>(普及啓発等) 国民・患者向けに分かりやすく情報提供を実施</p> <p>(研究) 厚生労働科学研究班により、がん登録の在り方について検討</p> <p>※地方交付税措置</p>

「がん対策推進基本計画」の目標達成へ向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
<p>(5) がんの予防</p> <ul style="list-style-type: none"> 発がんリスクの低減を図るため、たばこ対策についてすべての国民が喫煙の及ぼす健康影響について十分に認識すること、適切な受動喫煙防止対策を実施すること、未成年者の喫煙率を3年以内に0%とすること、さらに禁煙支援プログラムの更なる普及を図りつつ、喫煙をやめたい人に対する禁煙支援を行っていくことを目標とする。 また、健康日本21に掲げられている「野菜の摂取量の増加」、「1日の食事において、果物類を摂取している者の増加」及び「脂肪エネルギー比率の減少」等を目標とする。 	<p>厚生労働省</p> <p>(行政栄養士業務指針の見直し) 生活習慣病予防の徹底を図るため、特定健診・特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられ、この実施者に管理栄養士が位置付けられたことや、食育の推進、地域における健康教育の充実等も踏まえ、行政栄養士業務指針の見直しの検討を行った。</p> <p>(普及啓発等) ①たばこの受動喫煙防止対策の重要性や飲酒に起因する疾患等の正しい知識の普及のためにそれぞれシンポジウムを行った。 ②地方自治体の申請に基づいて地域の実情にあわせたたばこ対策に対する国庫補助を行った。 ③科学的知見に基づく正しい情報の発信、自ら生活習慣の改善を行うプログラムの開発、専門家の個別保健指導が受けられる双方向対話型プログラムの開発を終了し、20年度に運用するための準備を行った。 ④肝炎対策・ウイルス肝炎予防感染者を支援し、各自治体における一層の肝炎対策を推進するため、リーフレットやポスターなどを作成し、広く国民に正しい知識を普及させた。 また、肝炎ウイルスの感染予防、肝炎ウイルス感染者の保健福祉の向上を図るため、民間団体に委託し、医師等による相談事業等を行った。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>(施策の充実強化) ①栄養・食生活改善支援対策として「食事バランスガイド」の普及啓発等、食育に関する施策の充実強化を図る。</p> <p>(普及啓発等) ①たばこの受動喫煙防止対策の重要性の普及啓発や飲酒に起因する疾患等の正しい知識の普及啓発等を実施。 ②未成年者の喫煙防止対策、受動防止喫煙対策等地域の実情にあわせた施策を実施。 ③科学的知見に基づく正しい情報の国民への発信自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラムの開発、保健師等の専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの機能を有する健康増進総合支援システムを運用する。 ④肝炎対策・ウイルス肝炎予防感染者を支援するため、各自治体におけるの一層の肝炎対策を推進するため、リーフレットやポスターなどを作成し、広く国民に正しい知識を普及させる。また、民間団体に委託し、医師、保健師による肝炎に関する相談事業を実施する。</p>

「がん対策推進基本計画」の目標達成へ向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
	<p>⑤がん検診に関する検討会を平成19年6月から平成19年12月までの間に3回開催し、肺がん検診における検診方法やがん検診の事業評価等について検討を行い、とりまとめられた中間報告書は地方公共団体等に周知を行った。</p> <p>また、がん検診事業の評価に関する委員会を平成19年6月から平成20年3月までの間に4回開催し、がん対策推進基本計画に定めた目標に向け、がん検診の受診率向上及び精度管理・事業評価に向けた取組の在り方について検討を行い、とりまとめられた報告書は地方公共団体等に周知を行った。</p> <p>(研究)</p> <p>⑥肝炎等克服緊急対策として、ウイルス肝炎の予防・治療法の開発をはじめとして、ウイルス肝炎の病態解明に向けた研究を行った。</p> <p>また、研究者及び一般国民向けの研究成果発表会を開催し、肝炎研究の取組についての理解と関心の喚起を図った。</p> <p>※地方交付税措置</p>	<p>⑤がん検診精度管理を向上させるため、検診機関の設置基準や実施担当者の習熟度等のプロセス評価、及び受診率、要精密検査率、がん発見率等の数値基準などのアウトカム評価等を推進するための検討会を開催する。</p> <p>(研究)</p> <p>⑥肝炎等克服緊急対策として、多様な患者病態に合わせた抗ウイルス治療の適応検討やその副作用対策などの臨床研究をはじめ、臨床現場でのニーズの高い基礎・基盤的研究、医療経済、医療の標準化等の社会医学的研究を行い、肝炎ウイルスの病態及び感染機構の解明並びに肝炎、肝がん等の予防及び治療法の開発等を行う。</p> <p>※地方交付税措置</p>

「がん対策推進基本計画」の目標達成へ向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
<p>(6) がんの早期発見</p> <p>・ がん検診の受診率について、欧米諸国に比べて低いことも踏まえ、効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ5年以内に、50%以上(乳がん検診、大腸がん検診等)とすることを目標とする。</p> <p>また、すべての市町村において、精度管理・事業評価が実施されるとともに、科学的根拠に基づくがん検診が実施されることを目標とする。なお、これらの目標については、精度管理・事業評価を実施している市町村数及び科学的根拠に基づくがん検診を実施している市町村数を参考指標として用いることとする。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>(精度管理)</p> <p>①がん検診に関する検討会を平成19年6月から平成19年12月までの間に3回開催し、肺がん検診における検診方法やがん検診の事業評価等について検討を行い、とりまとめられた中間報告書は地方公共団体等に周知を行った。</p> <p>②がん検診事業の評価に関する委員会を平成19年6月から平成20年3月までの間に4回開催しがん対策推進基本計画に定めた目標に向け、がん検診の受診率向上及び精度管理・事業評価に向けた取組の在り方について検討を行い、とりまとめられた報告書は地方公共団体等に周知を行った。</p> <p>(設備整備等)</p> <p>③マンモグラフィ検診の診断精度及び受診率を向上させるため、CADの整備に対する国庫補助を行った。</p> <p>④乳がん検診について、平成17・18年度と検診体制を確立するため、機器の緊急整備や読影医師等の研修に取り組んできたところであるが、これらの研修を受けた者を含め、さらにレベルアップさせるための上級研修を実施し、より精度の高いマンモグラフィ検診を推進する研修事業への国庫補助を行った。</p> <p>⑤乳がん及び子宮がんの予防、早期発見及び早期治療を図るため、検診の受診を勧奨するための啓発普及事業への国庫補助を行った。</p> <p>⑥都道府県において、がん検診実施機関等の個別データを収集してデータベースを構築しHPにて公表する事業への国庫補助を行った。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>(精度管理)</p> <p>①健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられたことに伴い、がん検診に関する検討会及びがん検診事業の評価に関する委員会の検討結果も踏まえつつ、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」及び「健康診査管理指導等事業実施のための指針について」を策定。</p> <p>②がん検診精度管理を向上させるため、検診機関の設置基準や実施担当者の習熟度等のプロセス評価、及び受診率、要精密検査率、がん発見率等の数値基準などのアウトカム評価等を推進するための検討会を開催する。</p> <p>(設備整備等)</p> <p>③読影技術の補完としてCADを導入し、見落としなどの件数を削減し、検診精度の向上を図る。</p> <p>④これまで検診体制確立のため、読影医師等の研修に取り組んできたところであるが、今後は、これらの研修を受けた者を含め、さらにレベルアップさせるための上級研修を実施し、より精度の高いマンモグラフィ検診を推進する。</p> <p>⑤乳がん及び子宮がんといった女性の健康支援対策としてがん検診の受診率向上、死亡者の減少につながる検診を推進するため、適年齢層への啓発活動を行う。</p> <p>⑥市町村が実施するがん検診については、各実施機関ごとの受診者数、要精密検査率等のデータが把握できていないことから、都道府県においてがん検診実施機関の個別データを収集してデータベースを構築する体制を構築事業。</p> <p>⑦読影による診断に困難な事例がある場合など、より技術力のある読影医師のいる病院等へデータで送受信し、的確な助言・指導を受けることができるよう診断支援を行う。</p>

「がん対策推進基本計画」の目標達成へ向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
<p>がん医療</p> <p>(7) <u>がん研究</u></p> <ul style="list-style-type: none"> がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究をより一層推進していくことを目標とする。 	<p>厚生労働省</p> <p>(支援等) 多施設臨床試験支援を実施 ・支援中の臨床試験 試験数98試験、患者登録総数1050名</p> <p>(研究) ①第3次対がん総合戦略研究事業により、がんの本態解明の研究とその成果を幅広く応用するトランスレーショナル・リサーチ、がん医療における標準的治療法の確立を目的とした多施設共同臨床研究、緩和ケア等の療養生活の質の維持向上に関する研究、がんの実態把握とがん情報の発信に関する研究、及び、均てん化を促進する体制整備等の政策課題に関する研究の推進</p> <p>②がん研究助成金 がんの予防、診断、治療の発展に寄与する研究を行う研究者に対して、研究費を助成した。</p> <p>文部科学省</p> <p>①平成19年度より、橋渡し研究支援推進プログラムを新規に開始。 ②その他、革新的ながん治療法の開発に向けた研究の推進及び重粒子線がん治療研究の推進等を実施。</p> <p>経済産業省</p> <p>①がん対策に資する先進医療機器の開発として、分子イメージング機器、次世代DDS型治療システム、インテリジェント手術機器等の研究開発を実施。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>(支援等) がん対策情報センターにより、多施設共同臨床試験支援を実施</p> <p>(研究) 厚生労働省、文部科学省及び経済産業省により、がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究を実施</p>

「がん対策推進基本計画」の目標達成へ向けて講じた施策

がん対策推進基本計画 における分野別施策 (個別目標)	平成19年度の国の主な取組	平成20年度の国の主な取組
	<p>②新たながん対策等に必要革新的創薬のための基盤技術開発、バイオ技術を用いた新たながんの早期診断技術等の開発、がん対策に資する医薬品・医療機器等先進医療技術開発として、「基礎研究成果から臨床研究への橋渡し促進技術開発」を実施。</p> <p>③厚生労働省の医療機器開発推進研究事業と、経済産業省/NEDOが実施している「分子イメージング機器研究開発プロジェクト」「インテリジェント手術機器研究開発プロジェクト」の一部については、両省で連携した事業支援(マッチングファンド)を行い、産学官が連携した研究を実施。</p>	